

平成25年 5月発行

第181号

The Hashima Chamber of Commerce & Industry

# はしま会議所タイムズ

羽島商工会議所

〒501-6241

岐阜県羽島市竹鼻町2635番地

TEL(058) 392-9664

FAX(058) 392-6708

E-mail : info@hashima-cci.or.jp

URL : http://www.hashima-cci.or.jp



出陣式の様子

## 第4回 はしま熱血飲食まつり開幕

### ～お知らせ～

6月は商工会議所会費納入の月です。事業所名・代表者名等に変更がございましたら、商工会議所までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

会費の納入にはご利用の預金口座(ゆうちょ・農協を除く市内金融機関)よりお引き落としさせていただきたく口座振替もご利用いただけます。

新たにご利用される方は5月末日までに商工会議所へお申込み下さい。

また、会費は従業員数・資本金額によって計算基準が定められておりますので、ご不明な点がございましたら、商工会議所へお問い合わせ下さい。



4月26日から5月6日にかけて、ふじまつりが開催されました。「竹鼻別院のふじ」として多くのの人に親しまれる樹齢300年を越す古木の開花を楽しむお祭り、保育園児の鼓笛隊演奏を皮切りに、いろいろなイベントが行われました。また、5月3日の竹鼻まつりでは、7輛の山車が竹鼻の街並みを曳行し、絢爛豪華な一大絵巻を繰り広げました。

## 美濃竹鼻まつり がどより 盛大に開催

- 2ページ：税制改正、新入会員の紹介
- 3ページ：エキスパートバンク、岐阜労働局からのお知らせ
- 4ページ：相談窓口・金融・記帳相談、部会活動のお知らせ

# 全国の商工会議所の要望に沿った税制改正が実現しました

## 【事業承継税制の拡充】〈平成27年1月施行〉

- 利用する要件の緩和
  - ・雇用要件が5年間「平均」8割以上に緩和
  - ・贈与時の先代経営者の役員退任要件の緩和（代表者を退任すれば役員で残れる）
  - ・親族外承継の対象化（親族でない従業員などへの承継も税制の対象となる）
- 個人債務により猶予額が減額されない計算方式に変更
  - ・個人債務がある場合に、株式評価額ではなく個人財産から差し引く計算方式へ変更
- 手続きの簡素化
  - ・経済産業大臣による事前確認制度の廃止（突然亡くなった場合も利用が可能）
  - ・提出書類の簡略化
  - ・株券の担保提供のための株券発行が不要
- 認定取消し等の負担軽減
  - ・5年経過後に認定取消しとなった場合、5年間分の利子税は免除
  - ・納税猶予期間にかかる利子税率の引き下げ（2.1%から0.9%へ引き下げ）
  - ・事業再生時に価値の下がった株式を再評価し、猶予額を減免して制度利用を認める
  - ・認定取消しの場合の納付について、延納・物納の適用を認める

## 【相続税の土地評価の減額

（小規模宅地特例（土地評価の8割減額特例））の拡充

〈平成27年1月施行〉

- ・居住用宅地の適用面積の拡大（上限が240㎡から330㎡に拡大）
- ・居住用宅地と事業用宅地（400㎡）の特例が完全に併用可能（最大730㎡まで適用）

## 【中小企業の活力強化に資する税制】

〈平成25年4月より開始する事業年度に適用〉

- ・中小企業の交際費特例の拡充（交際費800万円まで全額損金算入可能、1年間）
- ・商業・サービス業・農林水産業を営む中小企業の投資減税の創設（2年間）

## 【企業の成長を後押しする税制】

〈平成25年4月より開始する事業年度に適用〉

- ・研究開発税制の拡充（税額控除額の上限を20%から30%に拡大、2年間）
- ・生産設備投資促進税制の創設（国内投資時に特別償却30%または税額控除3%、2年間）
- ・グリーン投資減税の拡充（対象設備にコージェネ設備等を追加の上、2年間延長）
- ・所得拡大促進税制の創設（増加した給与支払額の10%を税額控除、2年間）
- ・雇用促進税制の拡充（増加した雇用者1人あたりの税額控除額を20万円から40万円へ拡大、1年間）

## 【住宅税制】

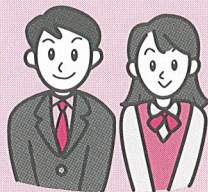
- ・住宅ローン減税の拡充（借入限度額4千万円、上限40万円を10年間控除、最大控除額400万円、平成26年4月から平成29年12月入居までの間）
- ・自己資金で住宅取得した場合の特例の拡充、住宅リフォーム減税の拡充（省エネ等）

## 【内需拡大に資する税制】

- ・教育資金の一括贈与に係る贈与税について、子や孫1人あたり1,500万円が非課税〈平成25年4月施行〉
- ・相続時精算課税制度の拡充（受贈者に孫を追加、贈与者の年齢を（65歳から60歳へ拡充）〈平成27年1月施行〉

# 新入会員の紹介

ご入会  
ありがとうございます



平成25年3月加入

### （株）アイエム企画

- 代表者 林 幸治
- 所在地 小熊町江頭791-2
- 電話番号 (058) 3 2 2 - 8 7 0 1
- 事業内容 イベント企画・運営、貿易コンサルティング、コンテナ加工販売、リサイクル品買取・販売、便利屋業務全般、ネット販売サイト運営
- 部 会 飲食・サービス

### y's office

- 代表者 山下 竜也
- 所在地 竹鼻町狐穴351-8
- 電話番号 (058) 3 9 2 - 0 6 0 7
- 事業内容 看板の製作、取付
- 部 会 飲食・サービス

### 森澤溶接

- 代表者 森澤 義昭
- 所在地 正木町三ツ柳680番
- 電話番号 (058) 3 9 2 - 4 6 1 9
- 事業内容 溶接
- 部 会 一般工業

## 職業訓練を行う重点3分野(環境、健康、農林漁業)等の事業主の皆様へ！

非正規雇用労働者を含めた人材育成を行う事業主の皆様を支援する【日本再生人材育成支援奨励金】に2つのメニューを追加しました。

- ①【人材育成型労働移動支援奨励金(再就職コース)】事業主都合で離職した労働者を、正規雇用の労働者として雇い入れ、職業訓練を行った場合に、賃金及び訓練経費を支給します。
  - ②【人材育成型労働移動支援奨励金(出向コース)】労働者を出向又は移籍により受け入れ、職業訓練を行った場合に、賃金及び訓練経費を支給します。
- 詳細は、[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/ikusei/](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/ikusei/)をご覧ください。  
届け出・お問合せ等は、岐阜労働局助成金センター ☎(058-263-5650)又は管轄のハローワークまでお願いします。

## 若者の人材育成に取り組む事業主の皆様を支援します！

○35歳未満の非正規雇用の若者を、自社の正社員として雇用することを前提に、訓練を実施する事業主の方を支援する若年者人材育成・定着支援奨励金(若者チャレンジ奨励金)が創設されました。

- ① 訓練奨励金：ジョブ・カードの交付を受けた訓練受講者1人1月あたり15万円
- ② 正社員雇用奨励金：訓練終了後、正社員として雇用した場合に、1年経過時に50万円、2年経過時に50万円(計100万円)

※詳細は [http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/shokugyououryoku/career\\_formation/challenge/](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/shokugyououryoku/career_formation/challenge/) をご覧ください。

### ※お問合せ先

ジョブ・カード・訓練内容：岐阜労働局求職者支援室 ☎(058-245-1266)

奨励金：岐阜労働局助成金センター ☎(058-263-5650)または管轄ハローワーク

○「若者応援企業宣言」で企業の魅力をアピールしませんか！

・通常の求人情報よりも詳細な企業情報・採用情報を積極的に公表する企業を「若者応援企業」として、PR等を行います。

※お問合せ先 岐阜労働局求職者支援室 ☎(058-245-1266)

## エキスパートバンクをご活用ください(専門家派遣制度)

### エキスパートバンクとは

様々な問題に直面する企業の経営・技術面の強化を支援する制度です。

要望に応じて、登録されたエキスパート(専門家)を事務所に派遣し、具体的・実践的なアドバイスによって問題の解決に役立てていただくものです。

### ◆お気軽にご利用下さい◆

- 費用は無料です。但し、2回目以降は1回につき10,000円の自己負担が必要になります。また、指導に伴う材料費等は、実費負担していただきます。
- 県内の小規模企業が対象です。(常時雇用する従業員が商業・サービス業では5名以下、その他の企業は20名以下の企業)
- 秘密厳守

### ◆こんなときにお役に立ちます◆

#### あらゆる業種で

- コストダウンを図りたい。
- 就業規則を作りたい。
- 雇用関連の助成金を活用したい。
- 経営や経理にITを導入したい。
- 新製品の開発や新分野への進出についてアドバイスを受けたい。
- ISOを取得したい。
- 特許・商標・意匠・実用新案について知りたい。
- クレームの対処方法についてアドバイスを受けたい。
- 経営ビジョンを作りたい。…等

#### 製造業で

- 作業効率を上げたい。工程を見直したい。
- 自動化・省力化を図りたい。
- 製品ロスを減らしたい。
- 新技術の導入を図りたい。
- 騒音・排水・廃棄物の問題を解決したい。…等

お申込み・お問合せ

羽島商工会議所 ☎058-392-9664

## 無料相談窓口のご案内

種別	相談日等
<b>金融</b> 要予約	事業資金の融資相談、融資制度の説明等にご利用下さい。 <b>【日時】</b> 5月15日(水)10:00~12:00 <b>【場所】</b> 本所2F女性部研修室 <b>【相談員】</b> 日本政策金融公庫
<b>記帳</b>	日々の記帳でわからないこと、帳簿の付け方の指導を希望される方など、ご利用下さい。 <b>●昼間</b> 5月20日(月) 14:00~16:00 5月21日(火) 14:00~16:00 <b>【場所】</b> 本所1階事務所 <b>【相談員】</b> 本所職員 <b>●夜間</b> <b>【日時】</b> 5月23日(木) 19:00~21:00 5月24日(金) 19:00~21:00 6月4日(火) 19:00~21:00 6月5日(水) 19:00~21:00 <b>【場所】</b> 本所3F研修室 <b>【相談員】</b> 税理士・本所職員
<b>法律</b> 要予約	中小企業者・従業員の方のための司法書士相談会 <b>【日時】</b> 5月22日(水)13:00~16:00 <b>【場所】</b> 本所2F <b>【相談員】</b> 岐阜県司法書士会所属司法書士「相続」「遺言」「財産管理」等身近な問題についてアドバイス！お気軽にご利用ください。

※金融、法律のご相談は、面談時間等の調整を行いますので、お電話にてご予約ください。

お問い合わせ 中小企業相談所 ☎392-9664

## 金融情報

### 金利のお知らせ(H25.5.1現在)

【日本政策金融公庫】

マル経資金……………1.55%

普通貸付……………1.35~3.60%

【羽島市融資制度】 小口融資……………0.75%

※小口融資のお問い合わせ・お申込みは、羽島市商工観光課(☎392-1111)まで

**場所**  
羽島商工会議所

**対象者**  
○中小企業者及びその従業員

**相談内容**  
○相続・遺言  
○財産管理  
○債権債務のトラブル  
○事業承継問題  
○各種登記

**日時**  
毎月第4水曜日  
午後1時~午後4時  
日程は、「無料相談窓口のご案内」にてご確認ください。

**秘密厳守・要予約**  
相談時間が限られておりますので、事前にご予約いただき簡単な内容をお知らせください。  
なお、相談上、各種手続きが発生した場合には、費用負担がかかります。  
お問合せ、ご予約は、  
羽島商工会議所事務局  
☎392-9664

**無料 司法書士相談会のご案内**  
毎月一回 第4水曜日開催  
ぜひご利用ください



**部会活動のお知らせ**

繊維工業部会  
事業名 視察研修  
実施日 5月30日(木)

視察研修先

- ・奈良方面
- ・ヤマヤ(株) (靴下製造)
- ・(株)あかしや (奈良筆)
- ・錦光園 (にぎり墨体験)



会報広告を募集します

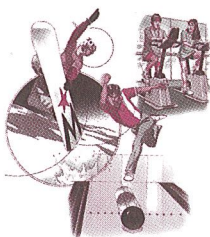
お申込み、お問い合わせは  
羽島商工会議所まで  
☎058-392-9664

創業61年の実績  
安全・信頼のブランド  
羽島観光バスです。

一生に一度、ご予約受付中  
大切な日のお手伝い。  
BRIDAL TAXI  
ブライダルタクシー



岐阜羽島バス・タクシー株式会社 お気軽にお問い合わせください  
岐阜県羽島市舟橋町宮北1丁目21番 ☎058-391-2205



- スノーヴァ羽島
- コスモスポーツクラブ羽島
- 囲碁貸しホール・イベントホール
- コスモボウル羽島
- コスモビリヤード
- フットサル羽島
- コメダ珈琲

**P**  
350台収容  
無料駐車場完備

岐阜羽島コスモスポーツプラザ

入居者募集中!



「ママーズハート」は、  
医療依存度の高い方に寄り添う介護で  
豊かな日々を過ごしていただける  
住宅型有料老人ホームです。



有限会社 羽島企画  
暮らしの介護  
愛のやりとり  
トータルケア Mama's

〒501-6264 羽島市小瀬町島2丁目102番地1  
☎058-391-7313  
担当: 吉田、吉原